

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和3年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

区 分				普通利用料金						特別利用料金
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1階及び2階を使用	円 293,100	円 318,400	円 399,400	円 531,000	円 717,800	円 930,400	1 付加利用料金 入場料を徴収する場合は、1日までごとに1日の最高入場料（アリーナ、附属展示場又は屋外展示場ごとに入場料を徴収する場合は、それぞれの施設ごとの最高入場料）の50人分に相当する額 2 電気料及び暖房料 (1) 電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は冷房若しくは暖房を使用する場合には
		平日	1階のみ使用	240,500	261,000	327,500	435,400	588,500	762,900	
		土曜日及び休日	1階及び2階を使用	243,700	265,300	342,200	441,600	607,500	783,800	
		平日	1階のみ使用	200,000	217,700	280,700	362,300	498,400	643,000	
	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	土曜日及び休日	83,400	91,100	113,800	151,800	204,900	265,600		
	その他の日	69,500	75,900	94,800	126,300	170,700	221,100			
附属展示場		土曜日及び休日	54,800	61,200	76,100	102,300	137,300	178,400		
		その他の日	46,100	51,100	63,700	84,700	114,800	148,400		
屋外展示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）	24,950	26,800	33,700	44,800	60,500	78,500		
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）	20,550	22,450	28,050	37,350	50,500	65,400		
	第2屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）	11,300	12,350	15,430	20,540	27,780	35,970		
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）	9,600	10,310	13,040	17,130	23,350	30,170		

第1ロッカー室	1,120	1,240	1,500	1,990	2,740	3,490	2主催者控室及び第3主催者控室に限る。)において、実費を基準として知事が定める額
第2ロッカー室	1,120	1,240	1,500	1,990	2,740	3,490	
第1シャワー室	480	480	630	850	1,110	1,480	
第2シャワー室	480	480	630	850	1,110	1,480	
特別室	1時間までごとに2,480円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合には主催者事務室の普通利用料金は、無料とする。

3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合には普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

区分	普通利用料金						特別利用料金	
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
催事場	A会議室	円 7,610	円 8,360	円 10,350	円 13,840	円 18,710	円 24,190	電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第3会議室、第4会議室及び第5会議室に限る。）又はエアコンディショナーを使用する場合（A会議室及びB会議室に限る。）においては、実費を基準として知事が定める額
	B会議室	4,620	5,000	6,240	8,360	11,240	14,600	
	C会議室	1,020	1,020	1,380	1,740	2,400	3,120	
会議場	特別会議室	16,310	17,750	22,220	29,630	39,980	51,850	
	第1会議室	6,260	6,840	8,530	11,390	15,370	19,920	
	第2会議室	8,360	9,120	11,400	15,200	20,520	26,600	
	第3会議室	15,680	17,070	21,370	28,490	38,440	49,860	
	第4会議室	31,320	34,180	42,750	56,980	76,930	99,730	
	第5会議室	15,680	17,070	21,370	28,490	38,440	49,860	
	第6会議室	8,360	9,120	11,400	15,200	20,520	26,600	
	第7会議室	9,400	10,260	12,810	17,070	23,070	29,880	
	第8会議室	16,720	18,230	22,790	30,390	41,020	53,180	
	第9会議室	31,320	34,180	42,750	56,980	76,930	99,730	
第10会議室	18,790	20,500	25,640	34,180	46,140	59,820		
特別室	1時間までごとに2,480円							

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時まで

のときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものを使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考
催事 場	舞台 設備	せり上げ舞台	1式 円 12,460	
		演台	1卓 550	花台を含む。
		舞台用幕	1式 6,230	
	音響 設備	放送設備	1式 3,980	20チャンネル音響調整ワゴン及びマイ クロホン1本付き
		演奏ワゴン	1式 2,250	
		レコードプレーヤー	1台 950	
		コンパクトディスクプレーヤー	1台 950	
		ミニディスクプレーヤー	1台 950	
		カセットテープレコーダー	1台 950	
		デジタルテープレコーダー	1台 950	
		はね返りスピーカー	1組 680	
		マイクロホン	1本 550	
		携帯用拡声器	1式 740	
	照明 設備	フットライト	1列 680	
		アッパーホリゾントライト	1列 1,070	
		ロアホリゾントライト	1列 550	
		ボーダーライト	1列 850	
		サスペンションライト	1列 1,070	
		シーリングライト	1列 1,670	
		シーリングライト (リング上)	1列 850	
		スタンド式ライト	1組 280	
	映像 設備	ビデオセット	1式 930	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台 930	
	スポ ーツ 用具	テニス用具	1式 630	ボール及びラケットを除く。
		バレーボール用具	1式 630	ボールを除く。
		バドミントン用具	1式 400	シャトルコック及びラケットを除く。

等	バスケットボール用具	1 式	1,990	ボールを除く。	
	卓球用具	1 式	790	ボール及びびラケットを除く。	
	ハンドボール用具	1 式	610	ボールを除く。	
	電光表示盤	1 式	5,580	2面1式	
その他	ピアノ	1 台	4,250		
会議 場	音響 設備	マイクロホン	1 本	550	
		無線式音声受信機	1 台	80	
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台	950	
		カセットテープレコーダー	1 台	950	
	照明 設備	ピンスポットライト	1 台	1,470	
		ビデオプロジェクター200インチ	1 台	5,690	
	映像 設備	ビデオプロジェクター100インチ	1 台	3,900	固定式
		ビデオプロジェクター100インチ	1 台	3,900	移動式
		液晶プロジェクター6,000ルーメン	1 台	3,070	
		液晶プロジェクター3,200ルーメン	1 台	830	
		16mm映写機	1 台	2,450	
		スライド映写機	1 台	2,430	固定式
		スライド映写機	1 台	1,520	移動式
		カラーテレビ37型	1 台	1,820	
		プラズマディスプレイ50型	1 台	1,170	
		モニターテレビ	1 組	1,940	4台卓組込み
		VHSビデオデッキ1	1 台	960	
		VHSビデオデッキ2	1 台	450	
		βビデオデッキ	1 台	510	
		コンパチビデオデッキ	1 台	770	
		教材提示装置	1 台	1,140	
		レーザーディスクプレーヤー	1 台	460	
	カラーテレビカメラ	1 台	1,770		
オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,390			
その 他	レーザーポケットマーカ	1 台	130		
	ポータブルステージ	1 台	440		

備考1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。

2 利用料金の適用年月日

令和3年4月1日